

## 地方独立行政法人新小山市民病院に対する評価の基本方針

令和元年 7 月 3 日

地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、小山市長（以下「市長」という。）において地方独立行政法人新小山市民病院（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

## 第 1 基本方針

- 1 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、評価を通じて法人の継続的な質的向上に資するものとする。
- 2 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。
- 3 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組みや様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- 4 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直し・改善するものとする。

## 第 2 評価方法

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了時に実施する「中期目標期間見込評価」及び中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」を併せて行うものとする。

### 1 年度評価

- (1) 年度評価は、法人の自己評価・自己点検に基づき、中期計画及びこれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。
- (2) 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。
- (3) 市長は年度評価を行うときは、地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会条例（平成 24 年条例第 32 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号の規定に基づき、あらかじめ、地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聞くものとする。

## 2 中期目標期間見込評価

- (1) 中期目標期間見込評価は、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度までの各年度評価の評価結果を踏まえつつ、中期目標に記載されている中項目、大項目及び全体について行う。
- (2) 中期目標期間見込評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。
- (3) 市長は中期目標期間見込評価を行うときは、法第28条第4項の規定に基づき、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 3 中期目標期間評価

- (1) 中期目標期間評価は、各年度評価の評価結果も踏まえつつ、中期目標に記載されている中項目、大項目及び全体について評価を行う。
- (2) 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。
- (3) 市長は中期目標期間評価を行うときは、条例第2条第3号の規定に基づき、あらかじめ、評価委員会の意見を聞くものとする。

## 第3 評価結果の活用

- 1 法人は、法第29条の規定に基づき、評価の結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるものとする。
- 2 市長は、法第30条の規定に基づき、中期目標期間見込評価の結果を踏まえて、中期目標期間の終了時まで、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うものとする。
- 3 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果及び中期目標期間見込評価の結果を踏まえるものとする。

## 第4 評価の進め方

### 1 報告書の提出

法人は、法第28条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市民病院の業務運営等に関する規則（平成25年規則第8号）第8条に定める業務実績等報告書を作成し、各事業年度の終了後3か月以内に、市長に提出する。

### 2 評価の実施

市長は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、評価委員会の意見を踏まえて、総合的な評価を行う。

### 3 意見申立て機会の付与

市長は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申

立ての機会を付与する。

## **第5 目標・計画を策定する際の留意点**

法人において、目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。